

生駒市省エネ家電等買い換え補助金

回 覧

【申請期間】令和7年6月16日（月）から令和7年9月30日（火）まで（消印有効）

※6月16日（月）より前は、書類を提出されても受付できませんのでご注意ください。

※受付期間内であっても、申込が予算枠に達した時点で受付を終了します。なお同日の消印で予算額を上回る複数の申込書を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。

申請は、郵送のみの受付となります。

郵送提出先の住所は、確定次第（6月初旬頃）に本市ホームページでお知らせします。

対象者の条件 ▶ 以下の(1)～(3)をすべて満たす方。

- (1) 生駒市内に所在する実店舗において、令和7年4月1日から令和7年9月30日までに、本体価格5万円（税込）以上（設置工事費や送料等の設置に関する費用は除く）の補助対象の省エネ家電等（下記「対象家電」参照）に買い換え、生駒市内の自宅に設置した個人の方。
- (2) 買い換え前の古い家電を処分した方。（ガス給湯器以外については、家電リサイクル法に基づく処分）
- (3) 補助金の申込日において、生駒市に居住している方。

対象家電 ▶ 新品（未使用品）に限る

エアコン（1世帯3台まで） 冷蔵庫（1世帯1台まで） テレビ（1世帯2台まで） ガス給湯器（1世帯1台まで）

・いずれも、統一省エネラベル（*）における多段階評価が★3.0 以上のものが対象です。

※ガス給湯器については、エネルギー消費効率が 87.5%以上のものでも可。

・ガス給湯器は、国の補助制度との併用はできません。

（*）経済産業省 資源・エネルギー庁が提供する家電製品の省エネルギー性能に関する表示。

省エネ性能は、購入店舗、メーカー、資源・エネルギー庁の省エネ型製品情報サイト（右の二次元コードから⇒）等でご確認ください。



補助額 ▶ 対象製品ごとに購入金額の20%（千円未満切捨て。上限3万円）

※補助金の交付は1世帯につきエアコン・冷蔵庫・テレビ・ガス給湯器の区分でそれぞれ1回限り

※販売店で値引（クーポン割引やポイント利用等）があった場合は、値引後の実支払額（キャッシュレス決済等は可）が補助対象経費となります。

※古い家電の処分費や対象製品の設置に関する費用は補助対象経費に含まれません。

※申請を行おうとする対象製品と同一の区分の製品について、同一の世帯の方が令和4年度または5年度に生駒市省エネ家電買い換え補助金の交付を受けて購入した場合は、補助の対象となりません。

提出書類 ▶

(1) 補助金交付申請書兼請求書

(2) 領収書等の写し（レシート可）

※申請者が生駒市内の店舗で対象家電を購入したことが証明できるもので、購入日、購入店舗、製品名、購入金額が記載されたもの。

(3) 保証書等の写し ※対象製品の区分、メーカー、型番等が確認できるもの

(4) 買い換え前の家電製品に係る家電リサイクル券の写し

（ただしガス給湯器の場合は、買い換え前の古いガス給湯器の写真）

(5) 補助金の振込先口座（申請者と同一名義）がわかるもの（通帳、キャッシュカード等の写し）

(6) マイナンバーカード（氏名・住所の記載部分のみ）、運転免許証その他の本人確認書類の写し

問合せ先コールセンター：0120-658-800（平日9時から17時まで受付）

※令和7年6月2日（月）より開設